

件名	栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
提案理由等	高等学校等就学支援金業務において、オンライン申請に対応したe-Shien システムを導入するため、月額授業料の納入時期等について、所用の改正を行うものである。

「栃木県立学校の授業料等に関する規則」の一部改正について（概要）

1 改正の目的

県立学校の授業料については、高等学校等就学支援金制度を活用し支援を行っているが、文部科学省が運用するオンライン申請に対応した事務処理システム（e-Shien システム）を導入するため、規則について所用の改正を行う。

〈高等学校等就学支援金制度とは〉

法律に基づき、授業料に充てるための「就学支援金」を国が支給することにより、家庭の教育費負担軽減を図るもの。在學生徒に代わって県が受領し、授業料債権の弁済に充てている。

（生徒（保護者）申請 → 県における所得審査 → 認定）

2 改正内容

e-Shien システムに対応するため、月額授業料の徴収回数や時期を以下のとおりとする。

（1）年4回の徴収とする。

（2）第1回目の徴収は、新入生の就学支援金の認定が完了する8月とする。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
変更前	入学者 （新入生）	—	—	4月分 5月分 6月分	—	—	7月分 8月分 9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	その他 （在校生）	4月分	5月分	6月分	—	—	7月分 8月分 9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	入学者 （新入生）	—	—	—	—	4月分 5月分 6月分	—	—	7月分 8月分 9月分	—	10月分 11月分 12月分	—	1月分 2月分 3月分
	その他 （在校生）	—	—	—	—	4月分 5月分 6月分	—	—	7月分 8月分 9月分	—	10月分 11月分 12月分	—	1月分 2月分 3月分

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

授業料

全日制 月額 9,900円

定時制 月額 140円（1単位あたり）

通信制 年額 320円（1単位あたり）

（通信制については、現行どおり（徴収の決定の日から20日以内））

○栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付期限)</p> <p>第4条 <u>月額授業料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>4月分から6月分までの月額授業料</u> 8月10日</p> <p>且</p> <p>(2) <u>7月分から9月分までの月額授業料</u> 11月10日</p> <p>且</p> <p>(3) <u>10月分から12月分までの月額授業料</u> 1月17日</p> <p>且</p> <p>(4) <u>1月分から3月分までの月額授業料</u> 3月10日</p> <p>且</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、<u>第1項の期限内又は第2項の期間内に</u>納付困難な者について、別に教育長が定める期間内において、月額授業料又は一括納付授業料等の延納を認めることができる。</p> <p>(繰上徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により繰上徴収が行われた場合の月額授業料は、前条第1項の規定にかかわらず、徴収決定から10日以内に納付しなければならない。ただし、<u>同条第3項の規定を準用する。</u></p>	<p>(納付期限)</p> <p>第4条 <u>月額授業料は、徴収決定の日から起算して10日以内に納付しなければならない。ただし、1月分の月額授業料にあつては県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第5条第1項第4号に規定する冬期休業日の終了日の翌日から10日以内、4月分の月額授業料にあつては同項第5号に規定する学年末及び学年始休業日の終了日の翌日から10日以内に納付するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月額授業料は、当該各号に定める月の徴収決定の日から起算して10日以内に納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入学年度の4月分及び5月分の月額授業料</u> 6月</p> <p>(2) <u>7月分及び8月分の月額授業料</u> 9月</p> <p>3 略</p> <p>4 校長は、<u>前3項の期間内</u>に納付困難な者について、別に教育長が定める期間内において、月額授業料又は一括納付授業料等の延納を認めることができる。</p> <p>(繰上徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により繰上徴収が行われた場合の月額授業料は、前条第1項の規定にかかわらず、徴収決定から10日以内に納付しなければならない。ただし、<u>前条第4項の規定を準用する。</u></p>

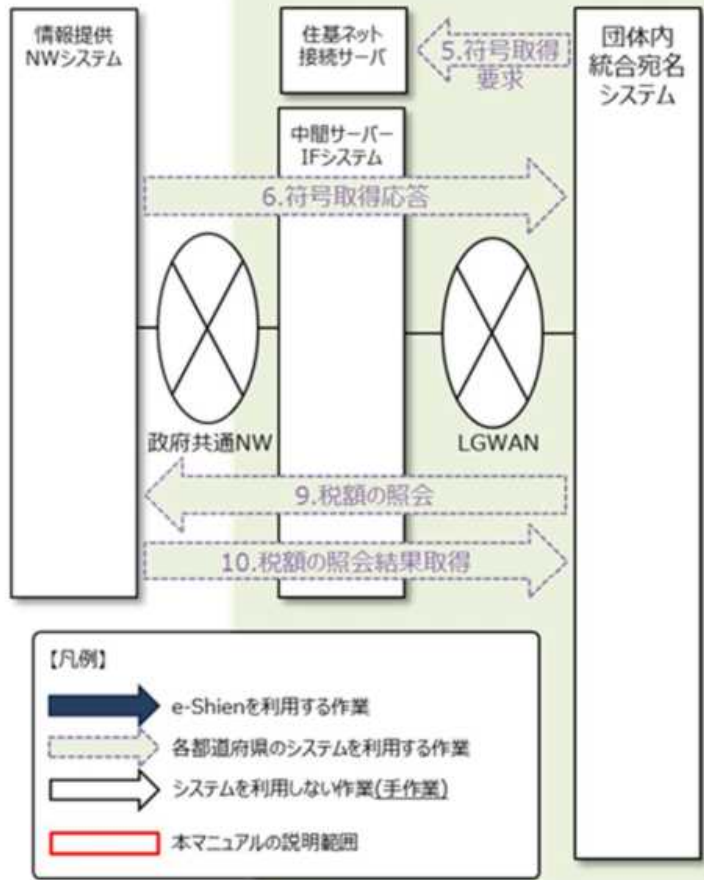
附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

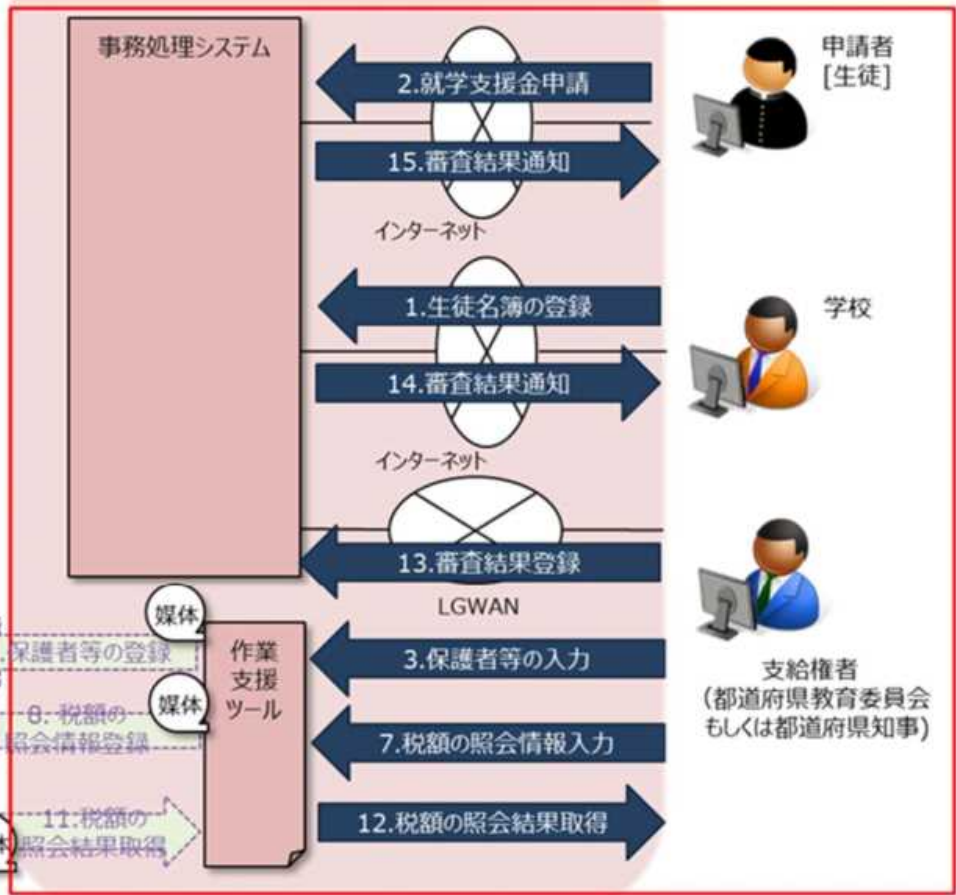
(高校教育課)

e-Shienシステムのイメージ

県 マイナンバーシステム



文科省 e-Shienシステム



【凡例】

- e-Shienを利用する作業
- 各都道府県のシステムを利用する作業
- システムを利用しない作業(手作業)
- 本マニュアルの説明範囲